

令和 7 年度

宇佐市農業委員会
第 9 回(1 2 月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第9回定例総会会議録

令和8年1月6日（火）午前9時30分より宇佐市役所本庁2階23会議室において会長が第9回（12月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 6番 久保田 昭廣 会長

1番 川野 峰志 委員	3番 池田 雅彦 委員	4番 信國 和徳 委員
5番 辻 勝 委員	7番 安倍 隆司 委員	8番 今仁 俊朗 委員
9番 司城 慶三 委員	10番 永岡 卓巳 委員	12番 牧野 金生 委員
13番 宮田 文昭 委員	14番 吹上 和子 委員	15番 篠口 芳人 委員
16番 植松 好子 委員	17番 小野 公博 委員	18番 後藤 寛治 委員
19番 山末 隆一 委員		

欠席委員

2番 阿部 善浩 委員	11番 清祐 義人 委員
-------------	--------------

事務局

久保事務局長、松成農政係総括、木原農地係総括、農地係三浦主任

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第42号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第43号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案 第44号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第45号	非農地証明願について
議案 第46号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
報告 第30号	農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第31号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について
報告 第32号	農地法第3条許可処分の取消について
報告 第33号	2a未満の農業用施設用地への転用の届出について

事務局長 定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第9回12月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中17名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

総会に先立って報告させていただきます。12月16日に会計検査院農林1課による会計実地検査が市役所庁舎において実施されました。主な内容としては、令和2年度と令和3年度の農地利用最適化交付金事業に関するものでした。検査の結果、12月19日に講評をいただきましたが、特段指摘を受ける事項はありませんでした。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、久保田会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。
(あいさつ)

それではこれより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項の規定により議長が指名いたします。

議事録署名委員は、7番 安倍 隆司 委員、19番 山末 隆一 委員の2名にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の三浦主任を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第42号を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。
議案第42号3条許可申請は14件で、地区ごとの内訳は、
長洲地区1件、1筆、310m²、宇佐地区3件、5筆、8,344m²、駅川地区2件、9筆、8,733m²、四日市地区5件、9筆、7,197m²、
安心院地区3件、20筆、12,186m² となっています。

2ページをお開きください。

議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」
農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和8年1月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

事務局 3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は自宅に隣接する農地を取得する
もので、売買による所有権移転です。

長洲地区は以上です。

4ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は相手方の要望のため
農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

宇佐地区は他2件、計3件、5筆、8,344m² です。

5ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は自宅に隣接する農地を取得する
もので、売買による所有権移転です。

駅川地区は他1件、計2件、9筆、8,733m² です。

6ページをお開き下さい。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は相手方の要望のため農地を取得
するもので、贈与による所有権移転です。

四日市地区は他4件、計5件、9筆、7,197m² です。

8ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は規模拡大のため農地
を取得するもので、贈与による所有権移転です。

安心院地区は他2件、計3件、20筆、12,186m² です。

議長 以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づ
き、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許
可要件のすべてを満たすと考えます。
以上で議案第42号の説明を終わります。

宮田地区審議会長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足
説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和7年12月24日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名全員、農地利用最適化推進委員6名中5名出席のもと開催いたしました。

議案第42号について、長洲地区1件、宇佐地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和7年12月25日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員13名全員出席のもと開催いたしました。

議案第42号について、駅川地区2件、四日市地区5件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和7年12月23日午前10時より、院内支所多目的ホールにおいて、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第42号について、安心院地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第42号について、原案のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第42号は原案のとおり許可することに
決定いたしました。
次に、議案第43号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 総括表をお開きください。
議案第43号4条許可申請は3件で、地区ごとの内訳は、
長洲地区1件、3筆、9,009m²、駅川地区1件、1筆、300m²、四
日市地区1件、1筆、312m² となっています。

10ページをお開きください。
議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり申請
があったので審議を求める。

令和8年1月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

11ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

田から畠への地目の転換ですが、すでに令和5年4月頃から一部
造成に着手しています。今回、事後になりますが、追認の申請を行
うものです。申請人からはこのことについて深く反省している
旨の始末書が添付されています。こちらは、工事着手後、1年間
に1作もできないとき、造成面積が30aを超えるとき、造成高が
1mを超えるときのいずれかに該当する農地造成については、一
時転用許可を要することとなっているため申請があつたもので

事務局す。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

12ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

農業用施設としての転用ですが、すでに平成14年からライスセンターを建築して利用しています。今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないとから許可することができるものと考えます。

13ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案第43号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審議会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第43号について、長洲地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

宮田地区審議会長

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、長洲地区番号1は始末書が添付された追認案件となっていますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては許可相当と意見決定いたしました。

議

長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審議会長

はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第43号について、駅川地区1件、四日市地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、駅川地区番号1は始末書が添付された追認案件となっていますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては許可相当と意見決定いたしました。

議

長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議

長 質疑なしと認めます。

本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議

長 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第43号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第43号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、長洲地区番号1については、転用面積が3,000m²を超えるため農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行います。次に議案第44号を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 総括表をお開きください。

議案第44号 5条許可申請は9件で、地区ごとの内訳は、長洲地区1件、1筆、727m²、駅川地区4件、7筆、11,494m²、四日市地区3件、4筆、1,260m²、安心院地区1件、2筆、119m²となっています。

14ページをお開きください。

議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり申請があつたので審議を求める。

令和8年1月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

15ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、譲受人の事業に伴う4t トラック5台分の駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないとから許可することができるものと考えます。

16ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

特定建築条件付用地としての転用で、宅地分譲7区画を整備する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

事務局 駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

贈与による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画ですが、すでに平成15年3月頃に譲渡人が農業用施設を整備し利用しております。譲渡人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】

30年11ヶ月間の賃貸借権の設定です。

店舗用地としての転用で、ディスカウントストアを建築する計画です。

立地基準としては、東側の申請地は、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることがこととなっております。西側の申請地は、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することができる農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

駅川地区 番号4【議案書番号駅川4朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することができる農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

18ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、譲受人の事業拡大による従業員数の

事務局 増加のため、駐車場8台分を増設する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

宅地分譲用地としての転用で、宅地分譲2区画を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める商業地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができますこととなっております。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、譲受人が経営する店舗の従業員用の駐車場が不足していたため、駐車場16台分を増設する計画です。こちらは、譲渡人の亡父が農地の一部に牛舎を建築し利用していましたため、譲渡人からこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、都市計画法で定める近隣商業地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができますこととなっております。

19ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

贈与による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することができる農地以外の土地などもないとから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案第44号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第44号について、長洲地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第44号について、駅川地区4件、四日市地区3件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、駅川地区番号2、四日市地区番号3は始末書が添付された追認案件となっていますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第44号について、安心院地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第44号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第44号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
なお、駅川地区番号3については、転用面積が3,000m²を超えるため農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行います。
次に議案第45号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 総括表をお開きください。
議案第45号非農地証明願は、18件で、地区ごとの内訳は、長洲地区1件、1筆、1,071m²、駅川地区6件、9筆、3,856m²、四日市地区5件、9筆、2,329m²、安心院地区6件、16筆、7,742m² となっています。

20ページをお開きください。
議案第45号「非農地証明願について」
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。
令和8年1月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

21ページをお開きください。
長洲地区です。
長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】
昭和40年頃より宅地の一部として利用しているものです。

事務局 長洲地区は以上です。

22ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

平成5年4月頃より山林化しているものです。

駅川地区は他5件、計6件、9筆、3,856m² です。

24ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和60年頃より山林化しているものです。

四日市地区は他4件、計5件、9筆、2,329m² です。

26ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

平成7年1月頃より山林化しているものです。

安心院地区は他5件、計6件、16筆、7,742m² です。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化しており、農地への復旧が困難であること、及び、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案第45号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審議会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第45号について、長洲地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審議会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果に

今仁地区審会長 についてご報告します。

議案第45号について、駅川地区6件、四日市地区5件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第45号について、安心院地区6件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第45号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。
次に、議案第46号を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 28ページをお開きください。

議案第46号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」

農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するためには、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求める。

令和8年1月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

29ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（借受分）朗読】

詳細につきましては、30ページ以降のようになっております。

こちらは、農地中間管理機構が土地所有者である貸手から農地を借受ける内容です。

これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

51ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（貸付分）朗読】

詳細につきましては、52ページ以降のようになっております。

こちらは、先程の借受分で農地中間管理機構が借受けた農地を今度は、農地中間管理機構から扱い手へ貸し付ける内容です。

71ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（所有権移転分）朗読】

詳細につきましては、72ページ以降のようになっております。

こちらは、農地売買等支援事業により、農地中間管理機構が売り手から農地を買い入れ、買い入れた農地を扱い手に売り渡す内容です。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございました。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審議会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第46号について、長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第46号について、駅川地区、四日市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第46号について、安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第46号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第46号は原案のとおり承認しました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第30号から33号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。

事務局 76ページをお開き下さい。

報告第30号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3及び同法施行規則第19条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和8年1月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は77ページからの11件がございました。

地区ごとの内訳は、四日市地区1件、9筆、10,129m²、安心院地区6件、60筆、80,284m²、院内地区4件、29筆、20,350m²となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

87ページをお開き下さい。

報告第31号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があつたので、ここに報告する。

令和8年1月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は88ページからの67件がございました。

地区ごとの内訳は、長洲地区6件、24筆、26,573m²、駅川地区41件、366筆、428,004m²、四日市地区7件、18筆、27,575m²、安心院地区12件、53筆、33,301m²、院内地区1件、2筆、2,494m² となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

132ページをお開き下さい。

報告第32号「農地法第3条許可処分の取消について」

農地法第3条第1項の規定による許可処分については、取り消したのでここに報告する。

令和8年1月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は133ページの駅川地区1件、1筆、380m² がございました。

令和7年11月5日付け、売買による所有権移転で3条許可済みの案件についてです。譲渡人の認識に相違があり、現住所等で申請すべきところを、土地の全部事項証明書に記載された住所等で3条申請がなされたため、取消願が提出され、許可処分を取り消したものです。なお、現住所等で再申請を行ったものが5ページ

事務局の議案第42号駅川地区番号1の案件となります。

134ページをお開き下さい。

報告第33号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和8年1月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は135ページの1件で、四日市地区1件、1筆、112m²となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

以上で報告第30号から33号の説明を終わります。

議長 ただ今の報告第30号から33号について、質問、意見等、発言のある方は举手をお願いします。

（発言なし）

議長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
その他の件について、発言があれば举手をお願いいたします。

（発言なし）

議長 よろしいですか。
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 次回の令和7年度第10回定例総会は、2月5日木曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしくお願いします。
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第9回定例総会を閉会いたします。

午前10時12分閉会

以上会議の次第を記録し事実に相違ないことを証するため、署名する。

令和8年1月6日

議長 久保田 昭廣

署名委員 安倍 隆司

署名委員 山末 隆一

議長と署名委員の自筆署名については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名した原本については、事務局で保管しています。